

店舗販売業許可申請書（薬1-2号）【申請書の記載要領】

字は、黒インク、ボールペン等を用いて、楷書ではっきりと邦文で記載すること。

(1) 店舗の名称

店舗の名称を記載する。

(2) 店舗の所在地

郵便番号とともに住居表示に関する法律に従い正確に地番まで記載すること。

(3) 店舗の構造設備の概要

「別紙のとおり」と記載し、【申請書別紙：構造設備】に店舗の平面図を添付すること。

(4) 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要

「別紙のとおり」と記載し、「別紙7：管理者及びその他従事者に関すること」に必要事項を記載すること。

(5) (法人にあっては) 店舗販売業者の業務を行う役員の氏名

組織規定図又は業務分掌表のとおりに記載すること。なお、代表取締役が複数いる場合は、その全員が記載の対象となるので留意すること。

(6) 通常の営業日及び営業時間

一週間の営業日時を記載すること。【記載例 月曜日～金曜日 9:00～19:30 土曜日 10:00～14:00】

(7) 相談時及び緊急時の連絡先

緊急時専用の連絡先がない場合は、法29条の3及び施行規則147条の12の規定による、店舗に掲示すべき事項である「相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先」と同じ内容を記載すること。原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。

(8) 特定販売の実施の有無

有・無の該当する方を○で囲むこと。有の場合は「別紙14：特定販売の方法等に関する書類」に詳細を記載すること。

(9) 申請者の欠格条項欄

申請者の欠格条項の(1)欄から(5)欄までには、該当事実がないときは「なし」(法人の場合は「役員全員なし」)と記載し、当該事実があるときは、

(1)及び(2)欄 にあっては、その理由及び年月日

(3)欄 にあっては、その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日

(4)欄 にあっては、その違反の事実及びその年月日

(5)欄 にあっては、「ある」

と記載すること。

(10) 備考欄

添付書類を省略する場合は、省略する添付書類、申請・届出の種類、許可番号、店舗名称、提出年月日、提出保健所名等を明記し、提出済み記載すること。

(11) 住所、氏名・・・※店舗の開設者について記載すること。

住所は郵便番号とともに住居表示に関する法律に従い正確に地番まで記載すること。氏名について法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載し、登録された代表者の印を押印すること。

【申請書別紙：構造設備】

店舗の平面図を記載（貼付）すること。

- (1) デパート、スーパーマーケット等の大型店舗内に開設しようとするときは、大型店舗内の位置図を添付すること。
- (2) (1)の場合で、店舗がデパート、スーパーマーケット内の他の店舗より早く閉店する場合等は、シャッター等により閉鎖できる設備を設け、その詳細図を添付すること。
- (3) 構造設備の平面図は、内のり寸法で記載し、有効面積を算定して記載すること。なお、平面図の記載に代えて図面を貼り付けることでもよい。
- (4) 医薬品売場、医薬品倉庫、事務室、控室及び便所等を記載すること。
- (5) 医薬品棚、陳列設備、冷暗貯蔵設備（電気又はガス冷蔵庫とする。ただし、毒薬を取り扱わない場合は、この限りではない。）、給排水設備及び鍵のかかる設備等の位置を明示すること。なお、陳列設備については、要指導医薬品、第1類医薬品及び指定第2類医薬品の陳列位置を明示すること。
- (6) 要指導医薬品及び第1類医薬品陳列設備がある場合、要指導医薬品及び第1類医薬品陳列設備から1.2mの範囲に購入者等が進入できないような措置が平面図でわかるように記載すること。
（※鍵をかけた設備その他購入者が直接手に取れない設備に陳列する場合はその旨記載）
- (7) 開店時間のうち要指導医薬品及び第1類医薬品、その他の一般用医薬品を販売しない時間がある場合、要指導医薬品又は第1類医薬品陳列区画、一般用医薬品を通常陳列・交付する場所を閉鎖することのできる構造が平面図でわかるように記載すること。
- (8) 要指導医薬品及び第1類医薬品の情報提供場所が要指導医薬品及び第1類医薬品陳列区画の内部又は近接していることが平面図でわかるように記載すること。
- (9) 指定第2類医薬品を陳列する場合、情報提供場所から7m以内の範囲にあることが平面図でわかるように記載すること。（※鍵をかけた設備に陳列する場合、又は陳列設備から1.2mの範囲に購入者等が進入できない措置が採られている場合はその旨記載）
- (10) 階をまたがって医薬品を陳列・交付する場所がある場合には、情報提供場所が各階の陳列・交付する場所の内部にあることが平面図でわかるように記載すること。

【添付書類】

1 店舗所在地見取図欄

最寄りの交通機関の駅等から分かりやすく記載すること。

2 登記事項証明書（申請者が法人である場合）

現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書など商号、本店、支店、目的、役員に関する事項を証明したものとする。

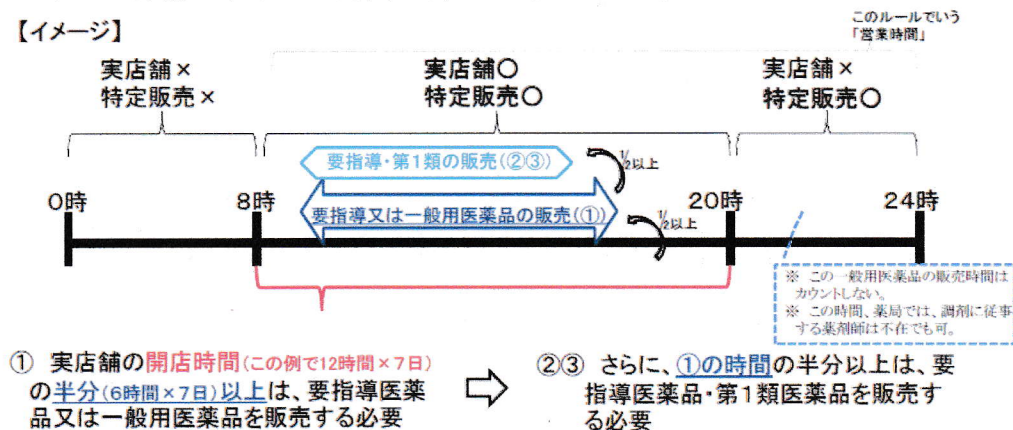
3 店舗管理者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類・・・別紙3-1、別紙3-2又は別紙4

※法人の役員の場合は不要。

4 管理者及びその他従事者に関すること（業務を行う体制の概要）・・・別紙7

- (1) 店舗管理者一人を定めそれを「管理者」欄に記載すること。（管理者は常勤であること。）
- (2) 資格種別欄は、薬剤師又は登録販売者のいずれか該当する□に でチェックすること。
- (3) 管理者以外の薬剤師、登録販売者については「その他の従事者」欄に記載すること。
- (4) 週当たりの勤務時間数は、通常の勤務体制にて当該薬局で勤務する時間により算出すること。休憩時間は含まない（シフト勤務等の場合は週平均により算出する）。
- (5) 「営業時間」には、実店舗を開店し販売・授与等を行う時間及び実店舗を閉店し特定販売のみを行う時間の両者の、週当たり時間数の総和を時間、分単位で記載すること。なお、注文のみを受け付ける時間は含まれないので、留意すること。
- (6) 「開店時間」には、実店舗を開店する時間（営業時間のうち特定販売のみを行う時間を除いた時間）の週当たり時間数の総和を時間、分単位で記載すること。

【イメージ】



※「一般用医薬品のインターネット販売について」(平成26年4月 厚生労働省 医薬食品局 総務課) より引用

- (7) 「要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間」には、実店舗を開店し、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売・授与等を行う時間の週当たり時間数の総和を時間、分単位で記載すること。
- (8) 「要指導医薬品を販売する開店時間」には、要指導医薬品を販売する開店時間の週当たり時間数の総和を時間、分単位で記入すること。
- (9) 「第1類医薬品を販売する開店時間」には、第1類医薬品を販売する開店時間の週当たり時間数の総和を時間、分単位で記入すること。
- (10) 「要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する資格者の勤務時間数の総和」には、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する薬剤師と一般用医薬品を販売する登録販売者の週当たりの勤務時間の総和を時間、分単位で記入すること。休憩時間は含まない。

- (11) 「要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する薬剤師の勤務時間数の総和」には、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する薬剤師の週当たり勤務時間の総和を時間、分単位で記入すること。
休憩時間は含まない。
- 5 登録販売者を店舗管理者として従事させる場合で、業務・実務経験の証明が必要な場合
・・・業務従事証明書：別紙6-1又は実務従事証明書：別紙6-2
- 6 店舗管理者以外の薬剤師又は登録販売者の雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類
・・・別紙3-1、別紙3-2又は別紙4 ※法人の役員の場合は不要。
- 7 販売等を行う医薬品の区分、兼営事業に関すること・・・別紙13
- (1) 別紙13の①、②については、該当する□に でチェックすること。また、医療機器については
販売、貸与の別を○で囲むこと（販売業、貸与業とも行う場合は双方を○で囲むこと）。
- (2) 別紙13の②の管理医療機器の取扱品目について、特定管理医療機器のうち補聴器、家庭用電気
治療器、検体測定室における検査で使用される医療機器、管理医療機器プログラム以外の管理
医療機器を販売等する場合にあっては「管理」に、補聴器のみを販売等する場合にあっては「補
聴器」に、家庭用電気治療器のみを販売等する場合にあっては「電気治療器」に、管理医療機
器プログラムを販売提供等する場合にあっては「プログラム（管理）」に、補聴器及び家庭用
電気治療器のみを販売等する場合にあっては「補聴器・電気治療器」に、補聴器及び管理医療
機器プログラムのみを販売提供等する場合は「補聴器・プログラム（管理）」に、家庭用電気
治療器及び管理医療機器プログラムのみを販売提供等する場合は「電気治療器・プログラム（管
理）」に、補聴器、家庭用電気治療器及び管理医療機器プログラムのみを販売提供等する場合
は「補聴器・電気治療器・プログラム（管理）」に、検体測定室における検査で使用される医
療機器のみを販売等する場合にあっては「検体」に、特定管理医療機器以外の管理医療機器の
みを販売等する場合にあっては「家庭用」に、チェックすること。
なお、「検体」にチェックした場合は「検体測定室開設届出書」の写しを添付すること。
- (3) 別紙13の②について、管理医療機器販売業・貸与業の管理者が店舗の管理者と異なる場合には、
その管理者の氏名及び住所を記載すること。取扱品目欄で家庭用以外の品目にチェックがある場合
（特定管理医療機器販売業・貸与業を行う場合）の管理者については、資格欄にも記載すること。
- (4) 別紙13の③及び④には、何も記載しないこと。
- 8 特定販売の方法等に関する書類・・・別紙14
特定販売を行う場合のみ記載し、ホームページの構成の概要を添付すること。
- 9 業務を行う役員を明示する組織規定図又は業務分掌表・・・別紙5
- 10 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害又は申請者が
麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書・・・別紙1
※診断書は3ヶ月以内のもの。
※ただし、申請者が法人である場合であって、その役員の職務内容から判断して業務に支障がないと
認めるときは当該役員が法第5条第3号ホ（成年被後見人に係る部分を除く。）及びへに該当しな
いことを疎明する書面*（疎明書）でもよい。・・・別紙2

11 原本照合のための薬剤師免許証・販売従事登録証

管理者及びその他の従事者の薬剤師免許証又は販売従事登録証の原本及び写しを持参すること。

ただし、その他の従事者については、店舗開設者が原本照合を行っている場合は免許証原本に代えて原本照合済みであることを確認できるものを持参すること。（免許証の写しに店舗開設者が原本照合した旨の記載と押印があるもの）

12 再教育研修修了登録証

その店舗の管理者が薬剤師法第8条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令（再教育命令）を受けた者であるときは、同条第3項の再教育研修修了登録証の原本及び写しを持参すること。

※ 登記事項証明書等及び診断書については、他に福岡県への同時申請又は届出がある場合は、原本1通及びその写しを提出すること。（原本照合をします。）

【添付書類の省略について】

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による許可又は届出の場合、業態にかかわらず、過去に同一書類を福岡市長に提出していれば、省略ができるものであること。

イ 全ての添付書類が省略できるものであること。

ウ 店舗の相続、営業譲渡等に伴う申請で申請者が異なる場合であっても、過去に同一書類が提出されていれば省略できるものであること。

※ なお、薬剤師免許証、販売従事登録証の原本照合は、省略できないものであること。